

# 令和3年度 第2回 ビジネスプラン応援事業

## 募集要項

公益財団法人あきた企業活性化センター

※本事業は、中小企業地域資源活用等促進事業の助成金を活用して実施しております。

## 1 事業の目的

秋田県内における潜在的な起業意欲の掘り起こしと新たな事業創造に向けた取り組みを継続的に支援し、起業家の育成と事業発展による雇用の創出及び地域経済の活性化を図ることを目的としています。

## 2 募集期間

令和3年10月15日（金）から令和3年11月15日（月）

申請を検討される方は必ずセンターに事前に御相談ください（必須）。

## 3 助成対象者

- (1) 秋田県内において起業を予定、または令和3年4月1日以降から既に起業している者
- (2) 秋田県内において、平成29年4月1日以降に起業(第二創業(※1)を含む)し、令和4年3月31日までにこれまで行ってきた事業とは異なる新しい事業展開や新分野への進出(※2)を予定している者。
- (3) 秋田県内において、平成29年4月1日以降に事業を引き継ぎ、またはこれから事業承継を予定し、令和4年3月31日までに新しい事業展開や新分野への進出(※2)を予定している者。
- (4) 法人の場合は、同一企業からの出資額が50%を超えていないこと。
- (5) 暴力団等の反社会的勢力でないこと、また反社会的勢力との関係を有しないこと。
- (6) 同一の内容で国や県等からの創業に関わる補助金の交付を一切受けていないこと。
- (7) 別に記載している対象外となる業種による起業及び創業ではないこと。

※1 第二創業は総務省の日本標準産業分類の細分類が異なる事業であること。

※2 新事業展開及び新分野進出とは日本標準産業分類の細分類が異なる事業であること。

## 4 助成対象期間

最大3年間（ただし、センターが認めた期間とする）

※最終年の令和5年度については令和6年2月末までの事業実施期間となります

## 5 助成対象経費（別表参照）

- (1) 起業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
  - (2) 広報費
  - (3) 備品費
  - (4) 謝金
  - (5) 旅費
  - (6) 借料
  - (7) 通信運搬費
  - (8) 委託費
- ※ (3)備品費は30万円未満のものを対象とする。
- ※ (8)委託費は助成金の上限額の1/2未満の額とする。

## 6 助成率

助成対象経費の4/5以内

## 7 助成限度額

1年目は50万円、2年目、3年目は25万円

## 8 応募の方法

- (1) 応募書類の作成  
応募申請書を作成して提出します。申請書の様式は、当センターのホームページからダウンロードできます。
- (2) 申請の際の提出書類
  - ① 応募申請書（様式第1号）
  - ② 誓約書（様式第1号別紙）
  - ③ 応募者の身分を確認できる書類（運転免許証等の写し）
  - ④ 既に事業を行っている場合
    - ア 法人の場合 法人登記簿謄本の写し、直近の決算書
    - イ 個人の場合 開業等届出書の写し、直近の確定申告書の写し
  - ⑤ 参考書類として写真や図、各種資料等（A4サイズで6部提出）
- (3) 提出期限・提出方法
  - ① 提出期限 令和3年11月15日（月）

② 提出方法 持参または郵送

ア 持参の場合

11 の提出先に提出期限の午後 5 時 15 分までに提出をお願いします。

イ 郵送の場合

11 の提出先に郵送をお願いします。提出期限日の消印有効です。

9 採択者決定方法

審査会を開催し決定します。申請者の方に審査会においてプレゼンしていただく予定です。

10 問い合わせ・書類提出先

〒010-8572

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎2階

公益財団法人あきた企業活性化センター

総合企画部 総合相談課 ビジネスプラン応援事業担当

電話番号 018-860-5610

FAX番号 018-863-2390

E-mail soudan@bic-akita.or.jp

## ○ 対象外となる業種

- (1) 農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。）
- (2) 漁業（大分類 B に含まれるもの。）
- (3) 金融業・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
- (4) 医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 8 3 1）、一般診療所（小分類 8 3 2）、歯科診療所（小分類 8 3 3）
- (5) 以下のサービス業等
  - ① 風俗営業・性風俗関連特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和 2 3 年 7 月 1 0 日、法律第 1 2 2 号）により規制の対象となるもの
  - ② 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 8 0 3 に含まれるもの）
  - ③ 芸ぎ業（細分類 8 0 9 4 に含まれるもの）
  - ④ 場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業（細分類 8 0 9 6 に含まれるもの）
  - ⑤ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類 7 2 9 1 に含まれるもの）
  - ⑥ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く）（細分類 9 2 9 9 に含まれるもの）
  - ⑦ 易断所、観相業（細分類 7 9 9 9 に含まれるもの）
  - ⑧ 宗教（中分類 9 4 に含まれるもの）
  - ⑨ 政治・経済・文化団体（中分類 9 3 に含まれるもの）

※上記の業種は、平成 2 5 年 1 0 月改訂「日本標準産業分類」による。